

「安心をお届けする」訪問診療  
「わかば便利」  
第30号 (R2.5)

今月は「訪問看護」のご紹介、第3弾です。いざというとき訪問看護を知っていることで自宅での療養を安心して選択いただけるように、今月も訪問看護の基本的なこと、知って欲しいことを事例を交えて具体的にご紹介します。今回のテーマは訪問看護の利用制限についてです。

\*\*\* 今月の訪問看護の基礎知識 \*\*\*  
～実は、利用制限を超えた利用もできる！～

- ① 訪問看護には医療保険と介護保険の2種類の利用形態があります。
- ② 医療保険の訪問看護には下記の利用制限があります。  
基本的なルールは以下の通りです。

- ・ 1日1回 (30分～90分)
- ・ 週3日まで
- ・ 1ヶ所の訪問看護ステーションの看護師 1人対応



③でも、訪問看護は必要な方が必要なだけ利用できるようになっていて、②の利用制限が外れて利用できる以下の3つの特別な場合が設定されています。

- 1) かかりつけ医 (主治医) から急性増悪時に特別な指示書 (「特別訪問看護指示書」と言います) が発行された場合
- 2) 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する場合  
例えば…

- ・ 末期の悪性腫瘍
- ・ パーキンソン病関連疾患 (事例1)
- ・ 人工呼吸器を使用している状態 (ASVは含まれない)

- 3) 「厚生労働大臣が定める状態等」に該当する場合  
例えば…

- ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある方 (事例2)
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要がある方
- ・ 在宅酸素療法をされている方 (事例3)
- ・ 膀胱や胃瘻など留置カテーテルを使用している状態にある方
- ・ 人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある方



事例1：70代パーキンソン病の患者様への訪問看護

- ・ 現在できる家事や生活動作を維持しながら最期まで自宅で過ごしたい、がご本人の思い。
- ・ 週2回デイケア (リハビリ) に行きながら、状態は薬のコントロールで維持されています。
- ・ 精神面の支援も行いながら、**確実な内服の管理と症状の経過観察**を行っています。
- ・ それでも時には動けないとの連絡もあり、**緊急訪問によりフォロー**しています。

事例2：褥瘡の対応による訪問看護

- ・ 介護保険の制限の中で在宅療養されているうちに、褥瘡を発症。当初は1日2回の訪問が必要なほど悪化していましたが、現在は1日1回の訪問で対応できるまで回復されています。
- ・ 月1回皮膚科を受診し褥瘡を治療しながら、**居宅で訪問看護師がフォロー**しています。
- ・ 褥瘡の感染拡大を防ぎ苦痛を最小限にし、できるだけ穏やかに過ごせるように、**1日1回褥瘡の処置**をしながら全身状態を整え、**環境も整備**しています。
- ・ **理学療法士の訪問リハビリ**も行うことで、**活動量が上がり離床できる効果**がみえています。

事例3：主病は心不全、在宅酸素を導入された患者様への訪問看護

- ・ 当初、看護師は週3回の訪問でしたが、病状が悪化し在宅酸素を導入されたため、**週4～5回フォローする体制**に変更となりました。
- ・ ご本人は散歩がしたい、在宅で最後まで過ごしたいと強い思いがあり、看護師はその気持ちに寄り添いながら訪問しています。



<解説>

訪問看護はご自宅での療養を継続するために、なくてはならない大切な役割を担っています。そのため、今回の事例のように必要であれば**制限を超えた利用も可能な制度**になっています。訪問看護師がいることで、在宅でも安心して過ごせることがお分かりいただけると幸いです。

☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。

安心をお届けする

わかばクリニック

WAKABA CLINIC

熊本市東区若葉3-13-20

☎096-285-6014

web: wakaba-cl.jp